

二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る手続、基準その他法の施行に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の安定性及び持続性を確保するとともに、墓地等と周辺的生活環境との調和を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項に規定する墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）で、町内に主たる事務所を有し、かつ、町内において当該事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの

(3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）で、町内に主たる事務所を有するもの

(事前協議等)

第4条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）について、あらかじめ、町長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の概要

(4) その他規則で定める事項

3 前項に規定する墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類（申請者が地方公共団体である場合にあっては、第6号から第8号までに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (2) 墓地等の設計図
- (3) 墓地等の付近の見取図
- (4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し
- (6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (7) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- (8) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- (9) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条第4項に規定する土地利用計画図
- (10) 都市計画法施行規則第16条第4項に規定する排水施設計画平面図
- (11) 道路境界確定図の写し
- (12) その他規則で定める書類

4 町長は、第1項の規定による協議を行うに当たっては、申請者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

5 町長は、第2項の規定による協議書の内容が、法の目的及び第11条から第14条までに規定する基準に適合していると認めるときは、その旨を記載した墓地等経営計画事前協議確認通知書を申請者に交付するものとする。

6 申請者は、墓地等経営計画事前協議確認通知書を交付された日以後でなければ、次条、第6条及び第9条の手続を行うことはできない。

7 墓地又は納骨堂について第1項の規定による協議を行う宗教法人（宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として経営するものに限る。）及び公益法人は、当該協議を行うときに規則で定める額を超える当該墓地又は納骨堂の設置等に係る資金を有していなければならない。かつ、当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用の一部を借り入れる場合の借入先は銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関でなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

（経営計画の周知）

第5条 申請者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識を当該計画敷地（墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。）の外部から

見やすい場所に第 21 条第 3 項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置すること。

- (2) 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項第 2 号の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより当該報告の内容を一般の閲覧に供するものとする。

（近隣住民等との協議）

第 6 条 申請者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出が書面によりあった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見
- (4) 墓地等の経営に関する意見

2 申請者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかに、その概要を規則で定めるところにより町長に報告しなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、前項の報告があったときに準用する。

（手続の省略）

第 7 条 第 4 条から前条まで（第 17 条において準用する場合を含む。）の規定による手続について、町長が町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。

（自主的解決）

第 8 条 申請者及び近隣住民等は、墓地等の設置等に際して紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

（経営許可の申請）

第 9 条 申請者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) その他規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 理事会その他の法人の意思決定機関において墓地等の経営について、決定したときの議事録の写し
- (2) 第4条第3項第1号から第11号までに掲げる書類（申請者が地方公共団体である場合は、同項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる書類）
- (3) 墓地等の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (4) 第6条第1項に規定する近隣住民等との協議を行ったときは、その協議内容等を記載した報告書
- (5) その他規則で定める書類
(経営の許可)

第10条 町長は、経営の許可をしたときは、申請者に対し墓地等経営許可書を交付するものとする。

2 町長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第11条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地等の敷地は、自己所有地(所有権以外の権利が存しないものに限る。)でなければならない。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。
- (2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、町長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備基準)

第12条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、町長が町民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) ごみ置場、給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設を墓地の敷地内に設けること。ただし、町長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる。
- (3) 墓地内の通路は、規則で定める有効幅員以上であること。
- (4) 緑地面積は、当該墓地の面積の30パーセント以上であること。

- (5) 墓地の敷地境界線の内側には、5メートル以上の緑地帯を設け、かつ、緑地帯の内側に外部から墳墓等が見通せない高さ2メートル以上の障壁又は密植した生垣が設けられていること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- (6) 墳墓を設ける区域の総面積は、墓地の敷地面積に対して規則で定める割合以下であること。
- (7) 崖崩れ等による災害を防止するための安全上必要な措置を講ずること。
(納骨堂の構造設備の基準)

第13条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (2) 換気設備を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている場合は、この限りでない。
- (4) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の規模を有する駐車場その他納骨堂を利用する者に便益を供するための施設を設けること。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。
- (5) 納骨堂の敷地境界線の内側には、隣接する土地から内部が見通せない高さ2メートル以上の障壁又は密植した生垣を設けること。
(火葬場の構造設備基準)

第14条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者に便益を供するための施設を設けること。
- (3) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 緑地面積は、当該火葬場の敷地面積の20パーセント以上であること。
- (8) 火葬場の敷地境界線の内側には、隣接する土地から内部が見通せない高さ2メートル以上の障壁又は密植した生垣を設けること。
(管理者の遵守事項)

第15条 法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保持すること。

- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。
- (4) 墓石等の所有者を把握しておくこと。
- (5) 墓地又は納骨堂にあっては、契約約款等に基づく管理を行うこと。
(変更許可等)

第 16 条 法第 10 条第 2 項の規定により墓地等の変更（墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。）を含む。）又は墓地等の廃止の許可（以下「変更許可等」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更の内容又は廃止予定年月日
- (4) その他規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等変更許可申請書には、第 1 号から第 10 号まで（変更の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第 7 号から第 10 号までを除く。）及び第 12 号に掲げる書類を、墓地等廃止許可申請書には第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 7 号まで及び第 10 号から第 12 号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (3) 変更に係る墓地等の設計図
- (4) 墓地等の付近の見取図
- (5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し
- (7) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (8) 公益法人の定款又は宗教法人法第 12 条第 1 項に規定する宗教法人の規則
- (9) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- (10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教法人法第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- (11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明す

る書類

(12) その他規則で定める書類

3 町長は、変更許可等をしたときは、墓地等の変更にあつては墓地等変更許可書を、墓地等の廃止にあつては墓地等廃止許可書を交付するものとする。

4 町長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

(墓地等の拡張に係る準用)

第17条 第4条から第6条までの規定は、前条の規定による変更の許可を受けようとする者であつて、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を規則で定める規模以上変更しようとするものに準用する。

(申請事項変更届)

第18条 墓地等の経営者は、墓地等の構造設備の変更(第16条第1項に規定する変更許可等に係るものを除く。)をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等の構造設備の変更の内容

(4) その他規則で定める事項

2 墓地等の経営者は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更のあつたときは、当該変更事項の内容を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地

(2) 墓地等の名称又は所在地

(3) その他規則で定める事項

3 前2項に規定する墓地等申請事項変更届に添付すべき書類については、規則で定める。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第19条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

(工事着手の届出)

第20条 墓地等の経営者は、許可に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第21条 墓地等の経営者は、許可に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等工事完了届を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 工事が完了した日
 - (4) 許可条件の履行状況
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する墓地等工事完了届に添付すべき書類については、規則で定める。
- 3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、工事完了検査済証を墓地等の経営者に交付するものとする。
- 4 墓地等の経営者は、工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。
- 5 町長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(立入調査)

第22条 町長は、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること（以下この条において「立入調査」という。）ができる。

- 2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第23条 町長は、第4条から第6条まで（第17条において準用する場合を含む。）に規定する手続が正当な理由がなくなされていないと認めるときは、墓地等の経営の許可又は変更許可等を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第24条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。